

(別添1)

22消安第6388号

平成22年10月29日

地方農政局長等 あて

農林水産省消費・安全局長

JAS法に基づく指示・公表の指針の運用改善等について

農林水産省においては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第19条の14第1項の規定に基づく指示等について、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第1項及び第2項の規定に基づいて定められた飲食料品の品質表示基準の違反に係る同法第19条の14の指示及び指導並びに公表の指針」（平成21年1月29日農林水産省食品の信頼確保・向上対策推進本部決定。以下「指針」という。）に従っているところである。

指針の中では、指導を行う場合について、「品質表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。」とされている。

他方、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかである等の場合であったとしても、食品表示が商品選択の拠りどころであることを考えれば、事実と異なる表示に基づいて購入した相手に対して、表示が誤りであったことを、違反事業者自ら伝えることは、表示の適正化を図る観点から重要である。

については、下記のとおり指針の運用改善等を講ずることとしたので、了知願うとともに、貴局管内の農政事務所に対しては、貴職よりこの旨を通知されたい。

記

1 指針の運用改善について

指針に規定されている指導の要件の一つである「直ちに改善方策を講じている場合」の「改善方策」について、「表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っている」ことに加えて「事実と異なる表示があった旨を、社告、webサイトの掲示、

店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供している」こととして解釈・運用すること。

2 指導件数等の公表について

本省等において、JAS法違反に係る指導の件数の集計等を行い、定期的に公表すること。

3 施行期日について

本運用改善については、平成23年1月1日から施行すること。